GyouseiNews.Com The Gyousei Chosa Shimbun 行政調査新聞

<特集・短期連載>「いま、原子力発電の是非を問う」

「いま、原子力発電の是非を問う」 第４章 －１

(2011 年 7 月 16 日)

第 4 章　本紙の原発関連運動　1

～ 九州電力株式会社への公開質問書

１：なぜ文書公開に踏み切ったか

原子力発電問題に関して、本紙はこれまで基本的な立場として、あくまで現状においてはエネルギー源としての原発は止むを得ないものと考えてきた。すなわち必要悪的なものとしての原発に肯定的であった。

だが本紙が「原発肯定」の立場を保持したのは、あくまでも原発の安全性をその前提としている。本紙は、この「必要悪としての原発肯定」という基本姿勢と「絶対的なその安全性」という前提条件を確認するために、当面する原発問題について、

1 九州電力（株）
2 原子力安全委員会
3 電気事業連合会

に対し、後載の「公開質問書」および関連書簡を提示し、回答を求めた。

本紙が最初に公開質問書を提示したのは当時、故障やトラブルが続発し社会的にも注目されていた九州電力側に対してであった。

一読していただければわかるとおり、本紙が最初に原発事業者である九州電力側に提示した公開質問書は、本紙が基本的に原発肯定の立場に立つことを明記しつつ、肯定者の立場から私見をまじえながら原発の安全性を質したものだ。

だが、本紙としては誠意をこめたつもりの質問に対して、九州電力側が示し

た態度は、既成事実としての原発存在を主張するに終始し、細部にわたる質問についてはその争点をぼやかし、なんら具体的な回答を示さない、いわゆる通り一遍の回答にとどまった。

本紙は「この程度の回答では、原発の安全性を確認するわけにはいかない」ことを理由に、さらに内容を吟味した私論をつけて、２回目の公開質問書を九州電力側に提示した。２回目の公開質問書の主旨は、１回目の公開質問書に対する九州電力側の回答内容に対する反論と意見を述べ、さらに本紙の私論を加えたものであった。すなわち、２回目の公開質問書は、１回目の公開質問書に対する回答で明らかにされなかった諸々の問題について、本紙があらためて九州電力側に質す必要がある項目を列記したものである。

しかし結果的には、２回目の公開質問書に対する回答においても、本紙が九州電力側に質したかった要点ははぐらかされ、１回目の回答とおなじく原発に対する常識的な事例を列記するだけのものであった。

九州電力側のこうした不誠実な態度に業を煮やした本紙は、さまざまな方面から入手分析した資料に加えて、本紙と連携するフランスの脱原発組織からも資料を取り寄せ、そこに提示されている問題をも含めて、第３回目の公開質問書を九州電力側に提示した。

九州電力側は、こうした本紙の真剣な努力を評価しながらも、前２回と同様「わが国の原子力界が作成した、『原発マニュアル』に記載された内容」を回答として寄せたにすぎなかった。

本紙が九州電力側との３回にわたる質疑応答によって得た感触は、一言でいうなら「わが国の原発事業者に、安全性に関する基本的な見識がない」という事実である。

前にも述べたとおり、わが国原子力界の安全性に関する基本認識とは「日本人は優秀で、外国人は劣る」ということと、「わが国の原発には自己制御システムがある。外国の原発にはそれがない」という２点に集約される。つまり九州電力側をはじめとしたわが国における原子力界の「安全認識」は、それ以外のことを質問されても答えるすべを持っていないのである。このことは、本紙が「原子力安全委員会」に、原発の安全性について公開質問した「経緯」をたどることによって如実に見て取ることができる。

九州電力側の回答に失望した本紙は、原発の安全性の基本的な問題に関して、次に原子力安全委員会に公開質問書を提示した。だが安全性確認の上で、原発肯定という立場で提示した本紙の公開質問書を、原子力安全委員会は黙殺した。本紙は、安全委員会の態度に不満を持ち、無回答の責任を追及した。

その間において、本紙の側にいささか出すぎた点もあったかもしれない。しかし、本紙が熱意をもやして、安全性の確認を追及したのに対し、安全委員会が本紙に対して示した姿勢は、あろうことか警察権力を行使して、本紙の主張を封殺することだったのだ。

わが国原子力界は、国民との関係において「市民のどんな質問にも答える」ことを基本原則にしている。この原則は、法律によって「民主的姿勢」が義務づけられている「原子力委員会」と「原子力安全委員会」においては重要な意味をもつはずである。

たしかに安全委員会が後日、本紙に語ったように「法律によって設置された政府機関の一つである安全委員会が、いちいち国民の疑義に答える義務はない」としても、本紙が真剣に原発問題に取り組んでいる以上、安全委員会としても、本紙に対して誠意ある対応をなすのが当然であろう。少なくとも、「安全委員会は原発促進の任務を担う政府機関である以上、国民の質問に直接回答することはできない」という旨の回答をなすべきだ。

だが安全委員会は、こうした一切の措置を講じなかった。さらに驚いたことに本紙がもし「集団をもって回答を迫るようなことがあれば」警官 500 人を動員して、本紙の行動を封殺する、という意思を明確に示したことだ。安全委員会が、原発の安全性について問いただし続けた本紙を国家権力によって封殺しようと企図した態度は、断じて許すことのできないものである。

原子力関係者のこうした「見識」は、安全委員会だけのものではない。その他の政府機関・原発事業者すべてに共通したものである。そこに、現在のわが国の原発問題が抱える基本的な困難があるといえる。

現実的には現在、わが国の原子力界は、政権与党である自民党とともに「原発推進勢力以外は相手にしない立場」だ。このことは、本紙が原発問題において、多方面との接触を持つことによって得た実感である。

すなわち、核燃再処理問題を含む原発問題について「推進」または「促進」という立場を明確にしないかぎり、どのような団体・個人であろうとも、わが国原子力界から対話の相手にされることはないのである。

現在の原子力界においては、反原発はもちろん、将来的な脱原発の意見さえ「禁句」なのである。本紙は、このたびの「公開質問書と回答のやりとり」を通してこの事実をはっきりと確認すると同時に、わが国の原子力界が世界的な流れのなかで、救いがたいほどの時代錯誤的な立場に固執していることを、肌身で知ったのである。

いま世界の原子力界が、原発推進・原発反対を問わず、真剣に取り組まなければならないのは「脱原発」である。すなわち、現行では原発推進の立場に固執する者も、将来は必然的に脱原発の方向を模索しなければならなくなることは、自明の理なのであり、それが原子力問題に対する世界の大勢なのだ。

西欧圏ではすでに多くの国々が「脱原発法」を制定し、将来における脱原発を制度化している。こうした西欧圏の動きはわが国にも影響を及ぼし、わが国の反原発運動も「脱原発法の制定」に向けて行動を開始している。

１千万人の署名を集め、政治機構に対して超党派の脱原発法を求めようとする署名運動は、現在予想を上回る成果をあげている。

このような事情をふまえて、従来から第三者的な立場に立っていた政党も、市民の動向を無視することができなくなっている。いままで原発推進の政治的主張を示してきた公明党も、推進と促進を見直そうという姿勢を見せはじめている。

いっぽう積極的に原発推進の立場に立つ自民党と民社党は、原発問題に対する政治的主張の基本は変えてはいないものの、国政選挙を前にすれば、原発問題に関して一時期的な政治主張の変化もあり得る状況を見せている。

また、「既成政党頼るに足らず」とするわが国の反原発・脱原発グループは、独自の立場で政治的影響を期する目的で、次回以降の国政選挙に代表を送り出す方針を打ち出している。

わが国のエネルギー事情からみて「即、反原発」という考え方には多くの問題がある。しかし、原発の安全性という視点からすれば、原発のいっぽう的な推進には、反原発以上の問題点があることも事実だ。

こうしたいろいろな条件を勘案すれば、将来わが国が歩まなければならない道とは、現行の原発を肯定した上での脱原発であろう。だが、そうした道程をわが国の原発がたどるためには、まず、現在の原子力界が持ち続けている問答無用の姿勢をただちに改めることと、「市民のどんな質問にも答える」という基本原則に、原子力界自体が目覚めることが何より必要である。

同時に、わが国の反原発・脱原発運動グループにも、わが国の現在のエネルギー事情を直視し、現実に立脚した立場をふまえて、将来の脱原発に目を向けることが求められる。

極端ないい方をすれば、反原発・脱原発への道はたやすい。政治地図を「反原発」にぬりかえればこと足りる。だが、安全性を追及するがために原発をただちに排除することは、わが国の国情からみても「角を矯めて牛を殺す」ことになる。本紙が、現時点において「原発を肯定」するゆえんはここにある。

しかし「現時点での原発を肯定する」ためにまずなすべきことは、現在わが国の原子力界がそのより所にしている「権力主義」を打破することである。本紙は今後、わが国の原子力界に巣くう権力主義を打倒するために、全力で邁進する決意を固めている。

そのような本紙の立場を理解してもらうために、本紙はあえて、ここに、昭和 63 年 7 月以降、三度にわたってなされた「九州電力株式会社」との交換書簡、平成元年２月からの「電気事業連合会」との交換書簡、および、平成元年２月に本紙が発した「原子力安全委員会」あての公開質問書の全文を、すべて原文のまま掲載する。
質問書は、前述したとおり「必要悪としての原発を認めた上で、その安全性について明確な情報を得る」目的で書かれたものである。

これを一般に上梓しようとする発想は、まったく持ちあわせていなかったので、読みづらい点や、理解しにくい面も多々あるにちがいない。それを承知で、あえて公表に踏み切ったのは、本紙の真意を理解していただくと同時に、当局側の回答内容、およびその姿勢を読みとっていただきたいからである。

そして、さまざまな立場に立つ人々の中から、ひとりでも多くの人が、わが国の原子力発電の現状をみつめ、今後、この問題がどうあるべきかに関心を寄せていただくことを、本紙はのぞんでいる。

２：九州電力（株）への質問書

公　開　質　問　書

九州電力株式会社
会長　川合辰雄殿

昭和６３年７月２日

行政調査新聞社
代表：松本州弘

公開質問の趣旨

貴社がわが国の社会発展のため、電力事業を通じて日々の御努力を重ねていることについて、先ず以て国民の一員として感謝の意を表する次第である。

埼玉県川越市を拠点とする本紙・行政調査新聞社（以下「本紙」と略称）は、ここ数年にわたり多発しているわが国の「原子力発電施設」の事故について、尋常ならざる危惧を抱いている。特に貴社が管轄する佐賀県・玄海町の玄海原子力発電所（以下・玄海原発と略称）において、さる６月６日に発生した「原発事故」は、決して看過出来ないものと考える。

同事故は、原子炉格納容器の底部に水が溜まっているのが発見されたものであるが、その原因は１次冷却水のパイプに穴があいていたためであった。玄海原発の玄海１号機は昭和 50 年 10 月に運転を開始して以来、実に今回を含めて 14 回もの事故を起こしているという。しかも 56 年以降、定期検査を行うたびに蒸気発生器細管のひび割れが発見されており、その都度、貴社の幹部は佐賀県庁へ赴き陳謝しているものの、同県の香月熊雄知事ですらあまりの事故多発に呆れ「九電は常に『今度こそ大丈夫』と言いながら、ひび割れはまったく減っていない」と怒りを露わにしている。

さらに驚くべきことは事故発生時（６月６日午前６時頃）に、玄海原発の周辺市町当局に「原子力格納容器内で水漏れがあったようだ」との電話連絡はなされたものの、同発電所に近い唐津市当局に電話連絡が入ったのは午前 10 時半過ぎだったという事実である。他方、通産省や佐賀県には午前９時にすでに報告がされていたという事実と照らし合わせると、貴社は地元住民よりも国や県を優先させる方針であると断定せざるを得ない。これはまさに主客転倒も甚だしい反社会的行為である。本紙は、こうした貴社の行為の基底には「玄海原発が建設されたため、地元には毎年十億円余の電源立地調整交付金が支給されているではないか。そのお陰で地元住民の生活環境は大きく改善されている」という認識のおごりがあると思わざるを得ない。こうした発想は、極めて危険であることはもちろん、文字通り一般市民の頬を札束で叩くやり方であると言っても決して過言ではあるまい。これが現在、わが国の原発事業に携わる事業者に共通した考え方であると本紙は認識する。

本紙は、前述のように「原発事故」多発の事態を真剣に受け止め、貴社の玄海原発事故を契機として、まずは本紙の「原子力発電に関する基本見解」を明らかにしたうえで、併せて後記する本紙の基本見解に関連する諸問題について貴社の回答を求めたい。

本紙が改めて言及するまでもなく、わが国の「原子力発電」は、これを是とする側と、非とする側に二分されている。こうした立場の違いは、一に原発に関する認識の相違にあり、二には事業者側が原発事業の実態を「公」にせず、事業運営の主体を企業論理の裡に内包し取り込んでいることに起因している。すなわち、このような実態を端的に表わすならば、事業者側の「独善」と「不足」、さらに事業者が固執してやまない、問答無用の企業体質といえる。

公開質問の背景

８年前、スウェーデンでは原子力発電の可否を問う国民投票を実施した。スウェーデン国民はこの国民投票によってはっきり原発否定の結論を出した。

水力、火力資源に乏しいスウェーデンは世界各国に先行して原発開発を進め、現在では基数にして 12 基、総出力は 1,600 万キロワットとなっており、人口１人あたりに換算して世界一の原発量を有している。ある試算によれば、スウェーデンの原子力発電量は人口１人あたりで日本の６倍に達している、と言われている。

周知のとおり、スウェーデンは社会福祉の領域で世界一の座を確保し続けている。確かに国民総生産の面から見ればわが国の比ではないが、国民一人当たりの所得水準ではわが国を超えている。

スウェーデンがこのような経済力を持つに至った背景に、同国の豊富な原子力発電があったことは否定出来ない事実である。だが、同国の国民は経済発展の原動力である原子力発電にノーの意思を明らかにした。スウェーデンにおけるこのような選択の背景には、生活面での安全性を確保するか、はたまた経済的発展を確保するかの選択が掛かっていた。結果として同国の国民は経済的発展を犠牲にして、先ず生活上の安全性を確保すべきだとする「国民の総意」を明らかにした。

ここで特に注目しなければならないのは、本国民投票が 1980 年に実施されたという事実である。ソ連のチェルノブイリ原発事故（1986 年４月）以後、確かに EC 諸国圏では反原発の気運が高まっている。このような「反原発気運」は、食糧その他の生活領域で直接の被害を被った国民にしてみれば極めて当然の成り行きであるが、スウェーデン国民はすでにそれ以前の国民投票の段階で「原発の危険」を感知し、同国の原子力発電政策にノーサインを出した。

スウェーデン議会はこの国民投票の結果を受けて本年６月７日、2010 年までに原発 12 基を段階的に廃棄する法案を可決した。

同国の場合、1972 年に原発が運転開始され、現在ではエネルギー消費の約半分を原発に負っている。今回、同国議会が原発全廃を決定したことによりスウェーデンでは、火力、風力、太陽発電など代替エネルギーの利用開発を進めることになった。

いっぽう、すでに多くの原発事故が多発している米国では、全州のトップを切ってカリフォルニア州で原発閉鎖の是非を問う住民投票が行われた。結果としてこの住民投票は、原発の即時閉鎖については反対が賛成を上回る選択となったが、この住民投票の結果を見て原発事業者が喜ぶことは出来ない。なぜならば、同投票では今後 1 年半のあいだ操業を続けた上で再度、住民投票で是非を問うという条件が付されているからである。国民投票となったスウェーデンの場合は、現実是認の背景を受けて 1996 年、すなわち今後８年の間に、運転開始後 20 年以上たった古い原子炉を閉鎖するとともに、前出のように 2010

年までに全原発を廃棄する、という議会の提案を政府が受け入れたものだった。

このようなスウェーデンのケースに対して、米カリフォルニア州のケースは、同州にあるすべての原発施設を「即時閉鎖」するか否かを問うものだった。スウェーデンの場合が、穏やかな段階を経て「脱原子力」の道を開こうとしたのに対して、カリフォルニアの場合はいかにもアメリカ人らしく、直ちに在州の原発施設を閉鎖すべきか否かを問う住民投票だった。

確かに、カリフォルニアの住民投票は「原発即時閉鎖」を否決した。だが、原発関係者としてここで特に留意しなければならないのは、即時閉鎖か否かを問うこのような「過激」な政策選択に関して、カリフォルニア住民は極めて小差ながらも、原発即時閉鎖に反対の意思表示をしたという事実である。

さらに米国ニューヨーク州では、ニューヨーク市郊外に 53 億ドル（約 6625 億円）をかけて建設したショーラム原発（Shoreham NPS）を一度も運転しないまま州がこれを買収、閉鎖し、電力会社が解体することで合意に達した。そのほか米国ではシーブルック原発（Seabrook NPS・ニューハンプシャー州）でも、隣接するマサチューセッツ州当局と複数の自治体が避難計画作成への協力を拒否しており、同原発の 1 号機は核燃料を搬入したものの運転のメドはまったく立たず、2 号機はついに建設中止となったほか、ミシガン州のミッドランド原発（Midland NPP）は電力会社が原発に見切りをつけ、火力発電へ転換を図るという。

このような事態に関して、原発の是非を住民投票にまで発展昇格させた「反原発ニューウェーブ」は、即時閉鎖ではなく段階的閉鎖だったら、カリフォルニアの住民投票も大差で「反原発」を支持したであろう、と述懐している。

こうしたスウェーデンのケースと、カリフォルニアのケースを評して世界の原子力学界は、西欧と米国の原発に関する姿勢の違いを端的に示したものとし、さらに、カリフォルニア住民の選択によって世界の「原子力発電」は何年か延命することができた、と評している。
前出したスウェーデンの国民投票、米国における原発事情は、ともに最近における世界の「原子力発電」に関する一般市民の見解を、端的に示したものである。

しかしこのようなケースで示された見解は、決して原子力発電の可否だけを

問うものではなく、その背後に、人類と原子力の関わり合いに関する問題が存在していることに留意しなければならない事情が含まれている。

かつてわが国の場合、原子力発電が市民権を得る好機として石油危機があった。同時にエネルギー問題の長期展望として石油資源の枯渇問題があった。このような問題を背景にしたわが国の場合、必要悪としての原子力発電が市民権を持つに至った。だが「やむにやまれない」必要悪としての原子力発電が、以後独立した社会的事業に格上げされ、原発の存在が必要不可欠のものとしてまかり通る現状は、いずれの視点から見ても主客転倒というほかはない。このような「原発事情」は決してわが国だけのものではなく、大小の異なりはあるにしても世界各国の原発事情に通じるものである。

このような現在の原発事情に覚醒的な一大衝撃を与えたのがチェルノブイリ原発事故であった。同事故は史上最悪の原発事故となり 29 人が死亡、300 人以上が重軽傷を負うという大惨事を招いた。

すべての歴史は時の流れ、時間によって創り出される。第２次・第３次中東戦争を端緒にして生まれた石油危機、その石油危機を背景にして市民権を得た原子力発電も、要は時の流れの所産であった。ようやく得た市民権を国家権力の庇護下に置こうと策して失敗したチェルノブイリ原発事故もまた、時の流れの所産にほかならない。さらにまた、チェルノブイリ事故を一つの契機として一大市民権を手中にしようとしている「反原発ニューウェーブ」の台頭も、時の流れの申し子である。

例えばチェルノブイリのフォールアウト（死の灰）は、政治的フォールアウトになって多くの国を襲い、部分的にではあるが各国の原発計画に歯止めがかかり、特にイタリア、ユーゴスラビアでは完全に脱原発へ歩み出した。これこそ正しく時の流れである。

時の流れ、すなわち趨勢とは、巨大な力を擁してすべての社会思想を変貌してしまう、目に見えない巨人である。さらに、過日スウェーデン議会が脱原子力への道を開いた法案を可決したことも、時の趨勢が「反原子力発電」に向かいつつあることを示す一つの出来事にすぎない。スウェーデンとアメリカ・カリフォルニアが投票によって異なる結果を出した事柄に関連して、原子力科学者の一団は西欧と米国の違いを端的に示したものだと評した。だが、マクロ的な世界観に従えば、もはや西欧と米国を次元の異なる世界観で見ることはナン

センスである。

同時にまた、欧米とわが国を異次元的に見る事も許されない事柄の一つである。チェルノブイリ原発事故は 100%、ソ連圏内の問題である。だが、このような「他国の問題」も事故発生の 1 週間後、セシウム・ヨウ素系の放射能がわが国を含む周辺各国に飛来したことにより、チェルノブイリ事故はソ連国内の事故ではなく、全世界、さらに全人類に厄害をもたらす「国際的事故」となった。

ちなみに、わが国に除けるチェルノブイリ原発事故のもたらした人体へのセシウム汚染は、体重 1 キログラム当たり 0.5 ベクレルであった。

数年前、わが国政府は核分裂生成廃棄物と一般的原発廃棄物の海洋投棄をオセアニア各国に打診して物議をかもした。この打診に際してわが国が主張した「論理」は、安全の一語に尽きた。だがどうして安全なのか、という論理は、従来から政府ならびに原発事業者が自国民に対して述べてきた論理から一歩も出るものではなかった。しかも現在、わが国の大勢は、この一見正論化された「お上の言い分」について、盲目的に追従、迎合する習性がある。

しかし、このようなわが国の国民性と他国の国民性とのあいだには明らかな違いがある。なぜならば、他国の国民はわが国ほど、自国の「お上」に追従もせず、迎合もしないからだ。

このような他国の価値観を如実に示したのが「それほど安全ならば原子力発電所を東京周辺に造り、廃棄物は東京湾に棄てればよいではないか」という言葉だ。この言辞は、わが国の原発政策と他国の政策の違いを明確に表わしたものとすべきものである。だが、これと同次元の事態が圏内で進められようとしている。

政府と原発事業者は、海洋投棄に代わる施設として原発用ウラン濃縮工場、使用済み燃料再処理工場、低レベル放射性廃棄物貯蔵施設の 3 つからなる核燃料サイクル基地を、青森県上北郡六ケ所村に建設することを予定している。また動燃事業団も北海道幌内町に高レベル放射性廃棄物の貯蔵工学センターを建設する計画を持っている。

前者については、このほど地元漁協に対し「協力費」などの名目で 2 億 1 千

万円が支払われた。これこそは反対派の意向をまったく無視した「札束で頬を叩くやり方」ではないか。反対派に対して電気事業連合会原子燃料サイクル青森県推進本部は「放射性廃棄物は可能な限り低く抑える方針で、排出する際にはフィルターなどを使用して人体には影響を与えないし、周辺への放射線量は自然放射線に比べてはるかに低いレベルにする。施設自体も過去最大級の地震発生や、万が一航空機が墜落した場合にも耐えられる構造にする」と、相変わらず「安全性」を強調するのみなのだ。

このように廃棄物処理場設置に当たっては安全性のみが強調されている。この安全性について、ミクロネシア諸島の人々の言葉を引用するならば「それほど安全ならば、何も莫大な輸送費用を消費して原発廃棄物をわが国の北辺まで輸送せず、現存する原発施設周辺に廃棄物処理場を開設すればいいではないか」という理屈になる。安全性の問題に関して言えば、例えば原子力安全委員会の内田秀雄委員長は、某誌のインタビューに対して次のように答えている。

「反応度事故（制御棒の飛び出しなどの原因により原子炉出力の暴走を生じる事故）は、日本で使用している軽水炉では起こらない。チェルノブイリのような事故は起こり得ない。我々は、安全上重要な問題とは事故を未然に防ぎ拡大させないということだと考えている」

内田氏は「事故は起こらない、起こり得ない」と２度も強調するそのいっぽうで「（事故を）未然に防ぎ拡大させない」とも述べている。「起こり得ないことを未然に防ぐ」とは、どういう意味なのか。「拡大させない」とは、すなわち事故が起こる事を前提とした言葉ではないか。語るに落ちたと言うべきである。政府および原発関係者の論理とは、かくの如く一貫して「安全である」と言うだけで、何の証拠も示さないものなのだ。しかも政府および原発関係者は、この論理を推し進めて原発推進を企図している。

ちなみに某国の原発推進派がモデルとして挙げているのがわが国であり、彼らは次のようにさえ述べている。

「日本では近年、電力生産に占める原発の比重は 31.7%に増加した。最近『ジャパン・タイムズ』が報道したところによると『日本政府は 2000 年までに国のエネルギー・バランスにおける原発の比重を 40%に高めるつもりである』と」

このように、わが国の経済的先進性のイメージは、原発擁護派の武器として

用いられており、こうした「原発は安全である」という、何の確証も示さないわが国の論理は現在に至るまで「正論」として国民に受け入れられてきた。しかしながら実際には安全でないために、いわゆる人里離れた僻地に廃棄物処理場建設を計画しているのが実情である、と本紙は思料する。

しかし、「廃棄」の問題に関しては、事態の深刻さは廃棄物の処理にあるのではない。すべての物体には不可避の存在期間がある。ごく少数の例外を除いて、人間の存命期間は 100 年を限度とする。いかなる事情があろうとも、この事実を否定することは出来ない。

当然ながら、原子力発電施設にも「寿命」がある。寿命に達した原子力発電施設は、安全性、操業性、稼働性、さらに採算性、収益性の面からみても存続させることは出来ない。

現実的視点から見れば、原子力発電に関する最大のネックとは、このような老朽施設の撤去と廃棄にあると、としても決して過言ではない。かつてアインシュタイン博士は晩年、放射性廃棄物の処理技術が確立されるまでは、原子力利用のエネルギー施設は造るべきでないと論じた。

だが戦後の原子力事業界は、博士の提言を一笑に付し原子力利用の各種施設を構築した。いま世界の原子力事業界が最大の関心を寄せているのは、施設老朽化のため解体工事中の「シッピングポート原子力発電所」（Shippingport Atomic Power Station）である。

すでにわが国では、寿命となった「動力試験炉」の解体実績を持ち、こと解体に関しては「事なきを」実証している。だが、問題なのは解体によって出された放射性廃棄物が未処理の状態にある、という実態である。

動力試験炉の解体と、すでに数十年にわたって稼働してきた原発解体とは、技術的、規模的にも認識を異にすべき問題だ。

現在解体中のシッピングポート原発についても、解体で排出される廃棄物に関する廃棄技術が確立されないまま、「とにかく解体だけに手を付けた」といった状況下にある。

このような問題についてある専門家は、既存の原発施設を解体撤去するにあたっては、原発施設を新設する以上の解体撤去費が必要になる、と試算してい

る。

現時点でわが国には 36 基の原子炉が設置されている。しかも、その 36 基の原子炉は将来、確実に解体撤去されなければならない宿命にある。

チェルノブイリ事故の「事後」を見るまでもなく、原子炉の解体撤去には予想以上の出費が必要となる。しかも、出費だけですべての事態が処理収拾されるわけではない。このような作業を実行するには「金で賄う」ことが出来ない人的犠牲を必要とする。チェルノブイリ事故の事後処理にあたって、ソ連政府は新たに 200 名におよぶ放射能被爆者を出しつつ、炉心部の防護策を講じた。

本紙が試算したところ、仮にわが国の原発施設がチェルノブイリに匹敵する事故を起こした場合、わが国の電力事業者の事故処理に対する財務力、人的能力だけでは、一切の事後処理が出来ないとする数値が出た。

炉心部に対する、数万トンにおよぶコンクリートの注入は可能であるとしても、その工事を進める中心は人間である。しかもこのような作業に従事する人たちに何より要求されるのは「特攻」精神なのだ。チェルノブイリ原発事故は人類最大級の事故であった。しかしこのような大事故でさえ、その被害が「人類の悲劇」までには至らなかった要因とは、事業者が国家であったこと、そして愛国心旺盛なソ連国民がいたことに起因している。

仮に、このような事故が一事業者のもとで発生し、サラリーマン化した人たちだけで運営する企業組織内だけの事故とするならば、これによってもたらされる結果は、考えただけでも恐怖の一語に尽きる。

従前から現在に至るまでの原子力発電に関する学界の見解は、原発に 100%安全性はない、で定着している。したがって世界の大勢は原子力発電について一貫して「必要悪」の立場を取っている。その存在が必要悪である以上、このような事業に関係する者は、恒常的に必要悪をいわば「必要善」に転換する義務を果たさなければならないだろう。

だが、動力試験炉以来のわが国の原発事業者は、このような「人類的義務」に着目することもなく、企業・事業にとっての必要善を、原発を必要悪とする論理にすり代えてきた。例えば原発を必要悪として認知させるため、関西電力では福井県の美浜原発の見学（1 泊 2 日）を計画、宿泊代等を無料にするバス

ツアーを実施した。この計画は、関電管内の和歌山県日高町での原発計画が地元住民の反対で中止されたことに、関電側が危機感を抱いたことから立案されたものであった。しかも見学では原発館に重点を置き、肝心の原子炉周辺には近付かせなかった。また見学者の質問に対しても、担当者は「安全だ」「問題は無い」「大丈夫」を繰り返すのみだった、という。このような時間と費用の「無駄遣い」をしてまで原発を必要悪として一般市民に認知させなければならない理由とは、まったく不可解極まりない。伝えられるところによれば、関電では今後もバスツアーを実旋する計画であるとのことだが、その費用は億単位にのぼる、と言われる。こうした欺瞞的策略によって一般市民を懐柔した上、さらに、わが国の原発事業者はことさらに原発の安全性を強調する御用学者を優遇し、世論を主導することにより原発の安全性を唱え続けてきた。

前述の内田秀雄原子力安全委員会委員長の非論理的な言葉のパラドックスではないが、「原発は安全ではない」がゆえに、原子力安全委員会は地元住民に対し、安全性に関するデータを自分たちに都合の良い部分しか示さない。例えば昨年 10 月に起きた敦賀原発での原子炉緊急停止事故の際、確かに一部のデータは規制当局などに出されているものの、敦賀市に提出された報告は都合の悪い部分を黒く塗り潰している。このようにわが国の原発関係者の執っている態度は極めて閉鎖的なのだ。

貴社も、まぎれもなく原発事業者のひとつである。

このような「企業論理」によって振り回される原子力発電の「時代」もようやく終わり、今後の原発事情は「何が正しく、何が間違っているかを明らかにする」時代に入ろうとしている。放射能はそれほど危険ではない。自然界の中にも相当程度の放射能があり、原発とはこうした放射能よりいく分レベルが高いだけだ、という原発時代は過去のものとなり、今後は従来から高度な科学者が指摘し続けている「原発に 100%の安全性はない」との原子力認識によって、多くの国民が原発事業を考え、見るようになっていく「原発新時代」の開幕である。

だが、このような新時代の到来は、国民・市民の単なる意識転換のみならず、その背後には原発そのものが抱える諸問題がある。それは大方において老朽化に向かいつつある既存の原発施設の問題と、廃棄することが出来ないまま蓄積され続けている放射性廃棄物の問題だ。現在、世界には未処理の放射性廃棄物が 500 万トン以上蓄積されているといわれる。もちろんわが国が現在保有して

いる原発廃棄物の総量も膨大な量に達している。

従っていま、原発の安全性について考えるにあたっては、単に原子力発電の安全性を考えるだけではなく、第二世代に入った原発が企業採算性の視点から「出力調整」に乗り出した問題、やがて到来する原発施設「老朽化」の問題、原発事故が発生した際の「事後収拾能力」の問題、さらには蓄積され続けている放射能廃棄物の「処理」問題、最終的には「解体撤去される既存原発施設の総括的処理」問題まで含めて考え直さなければならない。

原発が操業を開始した当初、原発は採算性の高い事業だといわれた。現に操業当初期をのぞき、原発の採算性は水力・火力発電を上回った。

しかし、このような「事業採算性」とは、原発が不可避的に内包する諸問題をすべて棚上げしての採算性だ。これまで抽出したような原発に関する諸々の懸案事項を連結的に合算したならば、原発事業は決して「儲かる事業」ではないとの結論が導き出される。
ただ「原発は安全だ」と繰り返していればすむ時代の趨勢は去り、なぜ原発の安全が保証されるのかを、事業者自身がすべての国民、すべての反原発ニューウェーブに説明しなければならない時代に入った。

現在、反原発運動の「旗手」とされている広瀬隆氏に「危険な話」という著書がある。この一冊の本によって反原発運動は一挙に盛り上がったといってもいい。この「広瀬隆ブーム」に対し、原子力問題研究グループ（東電エネルギー政策研究者ら有志グループ）は、次のように某誌で反論している。

「（我々は）原子力開発に反対する人たちとの論争を避けているのでは決してない。ただし、それは学術論争に限られる。学術論争とはいうまでもなく出典や情報源を明記した、科学的に妥当なデータに基づいた論理を交互に出し合うことである」「（原子力の）非専門家の人たちにも科学的、論理的なものの考え方が必要不可欠であろう」

確かに広瀬氏の著書には不適切な表現がある。そして、こうした著書に踊らされている国民も一部にいることは事実であろう。ならばなぜ、原子力安全委員会をはじめ原子力の専門家を自認する関係者は、あらゆるデータを国民に示さないのか。学術論争をすべきであるとの主張に異論はないが、その基になるデータ等は「原子力の専門家」が手中に握ったままではないか。これで果たし

て平等の立場に立った学術論争が可能なのか。

また後者の反論については、もはや「素人は、もっと勉強して、ものを考えろ」と国民を愚弄しているとしか思えない。こうした言辞が出てくるのは「原子力の専門家」にとって、現在の反原発運動とは「反対のための反対」に過ぎない、という考えが底流しているからであろう。

しかしながら原発が新たな時代、新たな局面に至ったという認識を欠き、反原発の動向を単に「反対のための反対」であると事業者側が受け止めるのであれば、時の趨勢に押し流されるのは事業者自身なのだ。

現在、政治面における諸々の国内問題は「外圧」によって決定されている。政治局面のこのような「一大変化」は、これまでわが国の政治が取り続けて来た、ある意味での「談合政治」に終止符を打たんとするものである。

外圧とはすなわち、政治・社会が国際化するためのメスだ。ベトナム戦争以後、ボートピープルが出現して以来、ベトナム難民だからとの理由で救援の手を差し延べる国がある。ところが仮にこのボートピープルが日本人だったならば、救援の手を差し延べる国は一国もなかっただろう、という言葉が飛びかったことがある。こうした言葉の背景には、真の外圧を外圧とせず、一人唯我独尊の政治展開を推し進めた「日本朝野の姿勢」に、諸外国の非難が集中した事実が存在している。

また、このような「日本朝野の姿勢」の延長線上に原発問題があり、次元は異なるが南アフリカ共和国との通商問題がある。

現在、原子力発電に関する安全性についてのデータ非公開を原則にしているのは米国の一部と日本、ならびに東側陣営の原発のみなのだ。合衆国最高裁判所は米国内の多くの原発に対し、安全性に関するデータを公開すべしとの決定をすでに下している。「米国の一部」とは、法条項の面でこのような決定に抵触しない少数の原発に限って、データ非公開の原則が現存するケースを意味する。

安全性に関するデータは、世界の大勢としては「公開」が原則化されている。だが、わが国だけが問答無用の「非公開原則」に固執しているのだ。これは前出した時代の趨勢と国際化、全人類の安全性に対し、わが国の原発事業が独善的に逆らっていることを示している。チェルノブイリ原発事故に際し、わが国

の原発関係者は日本国内の原発について、異口同音に安全性を強調した。そして、その言たるや「加圧式」だの「軽水式」だの技術論に終始した。

しかし、前述したように「原発に 100%の安全性はない」。例えスリーマイル、チェルノブイリ等々の原発事故が技術的な問題であったとしても、原発関係者が真摯に自覚しなければならないのは、他国の原発事故を対岸の火事ではなく、他山の石として認知する感覚なのだ。

原発関係者にこのような自覚が欠除しているとするならば、わが国の現在の原発事情とはまさに「気狂いに刃物」であるといっても過言ではない。

現状況下、理想的なエネルギーはまだ人類の手中にはない。しかし現行の原子力発電が過渡期的な必要悪である以上、エネルギー事業に携わる者に課せられた責任と使命は、このような必要悪を必要善に転換するための努力である。

ここでわが国のエネルギー事情について少し触れる。統計によれば、わが国の全発電所の認可出力は約 1 億 5000 万キロワットで、昨年夏の需要ピーク時の需要は 1 億 1500 万キロワットであった。現在、わが国の原発の出力は 2800 万キロワットであるから、単純計算をした場合、認可出力から最大需要を差し引けば原発は不要ということになる。もちろん、これは極めて単純な数字上の話に過ぎないが、某紙である主婦が次のような素朴な質問を投げかけている。

「家庭用電力の電圧を 200 ボルトに上げるという方針が出されるそうだが、これは原発の造り過ぎによるものではないか。いわばエネルギーの押し売りである。この狭い日本、現在の原発を 1 基か 2 基減らすべきではないのか。ある試算によると 200 ボルトになった場合、一般家庭の負担は現在よりも 1 か月あたり 450 円増になる。なぜ一般家庭がそのような負担を負わなければならないのか」

こうした素朴な疑問に対し、電力会社は「原発を全部止めると、400 円～500 円の電力料金アップになる」と反論しているが、まったく説得力に欠けた反論である。

前述した責任と使命を放棄し、現在の原子力事業者が消費者無視の、ただ儲けるための原発事業を推進するならば、最後に泣きを見るのは原発事業者自身だ。

ともあれ時の流れから見れば、わが国で「原発即時閉鎖」の政治的決定が下されるのも、決して夢想の話ではない。ひとたび反原発ニューウェーブの「外圧」がわが国に押し寄せれば、これでなくても外圧に弱いわが国の大勢は、いつ、いかに変化するのか測り知れないものがある。

現在、非公式の動向中に「理想的エネルギー開発競争」がある。実態は明らかではないが、聞くところによれば、このような研究も相当なレベルまで進んでいるという。近年、わが国の電力業界は円高・ドル安を基軸にして史上最大級の好決算を記録している。このような財務的環境を背景にして理想的なエネルギー開発に乗り出すのも、原発という必要悪を抱える事業者に課せられた責務である。原発一辺倒はあまりにもお粗末過ぎる。自ら進んで「脱原子力」の道を切り拓くことは、経済・技術大国下の企業に課せられた責任である。このような意味からしても、原発事業者は体制権力と一体となり、子どもだましの安全性の論理から脱却して、世界の潮流、時の趨勢に即したエネルギー供給体に昇格転換する必要がある。

公開質問事項

１：本書において、本紙の基本的立場を明らかにした。このような本紙の基本的立場に関し、まず貴社の基本的見解と、本紙の主張に対する貴社の反論と意見を質したい。

２：本書の冒頭で本紙は、貴社の原発安全性に関わる姿勢について、原発事業者全体に見られる「問答無用」の体質と「合意なき事業推進」を指摘した。このような本紙の指摘に関し、貴社はいかなる意見を有しているかを質したい。

３：原発に 100%の安全性はない。ならばチェルノブイリ事故は、明日、貴社の原発施設に発生するかもしれない、と考えることはナンセンスな事柄ではない。このような本紙の指摘について、貴社はいかなる反論を有しているか。技術論ではなく、蓋然性を考慮した普遍的な意見開陳を貴社に求めたい。

４：いま、世界の原子力事業界の関心は「既存原発施設の老朽化」に向けられている。人間に寿命があるのとおなじく、原発施設にも寿命がある。こう

した事実について、貴社は自ら保有する原発施設に関して、どのような認識を有しているかを質したい。ただし、寿命は「まだ先のこと」となどという、通り一遍の回答はお断りする。

5：原発最大のネックは放射性廃棄物の処理にある、と言われている。この問題について、貴社はどのような認識を有しているか、その見解と意見を質したい。

6：本公開質問書の作成に際し、本紙はあえてスウェーデンの住民投票と米国における原発事情を引用した。これらの点に関する貴社の見解を質したい。

7：今日、原発に関する世界の潮流は、反原発に向かっている。このような潮流に対して原発当事者である貴社は、どのような「受け止め方」をしているのか、基本となるべき見解を質したい。

8：世界の認識は、21 世紀中に原子力発電は終止符を打つであろうとする見解でほぼ定着している。原発事業者としてこのような「世界の認識」をどのように受け止めているか、貴社の見解ないし所見を質したい。

9：本紙が客観的視点で見るかぎり、原発関係者と反原発関係者のコミュニケーションは形成されていない。しかし現在以降、原発事業者がその事業自体を保全するためには、反原発関係者とのコミュニケーション形成は不可欠の条件である。仮に、従前のごとく事業者側が「話しても分からない相手とは話さない」態度を取り続けるならば、原発事業自体が国際的反原発ニューウェーブの攻勢に直面するであろう。この件について貴社の見解を質したい。

10：玄海原発事故について、地元民に対する報告よりも国および県に対する報告を優先させた根拠を質したい。

11：玄海原発は今回で 14 回の事故を起こしているが、その都度貴社は「今度こそ大丈夫」と地元および周辺の行政当局に確約しているものの、その確約が現実に破られていることを認識しているか質したい。

12：原子力の専門家を自認する貴社は、関係データをどの程度、地元住民に明らかにしているのか、また貴社の説明にはどの程度の説得力があると自負

しているのかを質したい。

本紙は本公開質問書に関する貴社の回答期限を、来る昭和 63 年７月２日までと定めさせていただく。また本質問書に関する貴社の回答は文書によることを要請する。

質問は以上である。